

## 教職大学院「遠隔教育活用修学プログラム」の申請資格

遠隔教育活用修学プログラムを申請できる方は、次の①から③のいずれにも該当する方です。

- ① 本学大学院専門職学位課程の出願者で、初等中等教育における3年以上（入学年度の4月1日現在）の教職経験を有する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常勤の者に限る。）の職にある者  
なお、教職経験については次の期間を含みます。
  - ア 非常勤の職については、勤務形態が常勤の職員と同等である期間
  - イ 発達支援教育実践研究コース（幼年教育領域）においては、保育所（無認可のものを除く。）又は認定こども園（地方裁量型認定こども園を除く。）での保育経験の期間
  - ウ 発達支援教育実践研究コース（特別支援教育領域）においては、施設・医療機関・教育訓練機関等において障害児・者に関わる支援・指導等に職員（勤務形態が常勤の職員と同等である非常勤の職を含む。）として従事した期間
- ② 教育職員免許法による幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者
- ③ 所属校に勤務しながら遠隔教育活用修学プログラムを受講することについて、所属長（校長等）の同意が得られる者